

# 令和7年度利賀地区道路除排雪委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、共同企業体による地域に密着した持続性のある冬期の道路除排雪体制の確保を目的として、公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

令和7年度利賀地区道路除排雪委託業務

### (2) 業務内容

別紙1「利賀地区道路除排雪委託業務仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### (4) 委託金額の上限額

金192,830,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たすものとします。

### (1) 共同企業体に関する要件

- ① 本業務は、共同企業体による共同履行であること。
- ② 共同企業体の構成員数は2者以上とし、自主的に結成されたものであること。なお、業務の内容を勘案し円滑な除排雪を確保できる数であれば上限数を設けない。
- ③ 各構成員が、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ④ 設計書に示す貸与機械及び常時借上機械の運転に必要な免許等を有するオペレーターの人数を、設計機械台数以上に確保できること（別紙2参照）。

### (2) 共同企業体の全ての構成員に必要な要件

- ① このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。

- イ) 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められること。
  - ロ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
  - ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。
  - ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
  - ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が砺波土木センター管内にあること。
- ⑦ 過去5年以内（公告日から起算して5か年以内とする。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。）として次に掲げるいずれかの業務の実績を有する者であること。
- イ) 富山県が発注した道路除排雪業務
  - ロ) 砺波土木センター管内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務

#### 4 プロポーザルへの参加申し込み

##### （1）参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を1部提出してください。

- ① 参加表明書（様式1-1）
- ② 参加者の概要（様式1-2）
- ③ 除雪機械運転者届（様式1-3）
- ④ 除雪機械運転者特例届（様式1-4）
- ⑤ 使用機械一覧表（様式1-5）
- ⑥ 共同企業体協定書（様式1-6）

提出期限：令和7年10月20日（月）17時まで

提出先：富山県土木部道路課 E-mail: [adoro@pref.toyama.lg.jp](mailto:adoro@pref.toyama.lg.jp)

提出方法：電子メール

※電子メール送信後、必ず電話（TEL:076-444-3315）にて到達確認をお願いします。

##### （2）本プロポーザルに関する質問及び回答方法

質問方法：「質問書（様式2-1）」へ記入のうえ、電子メールにより送付してください。電話及び口頭による質問は受けません。

受付期限：令和 7 年10月16日（木）17時まで

受付場所：富山県土木部道路課 E-mail：adoro@pref.toyama.lg.jp

回答方法：令和 7 年10月17日（金）17時までに参加表明書を提出された全ての事業者  
に「質問回答書（様式 2－2）」を電子メールにより送付します。

## 5 技術提案書等の提出

### （1）技術提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた事業者は、次に掲げる書類を 1 部提出してください。なお、業務参考見積書（様式 3－2）及び参考見積内訳書（様式 3－3）に関し、記載した金額の積算根拠が判る任意の積算書を後日提出してください。

- ① 技術提案書（様式 3－1）
- ② 業務参考見積書（様式 3－2）
- ③ 参考見積内訳書（様式 3－3）

提出期限：令和 7 年10月24日（金）17時まで

提出先：富山県土木部道路課 E-mail：adoro@pref.toyama.lg.jp

提出方法：電子メール

※電子メール送信後、必ず電話（TEL:076-444-3315）にて到達確認をお願いします。

### （2）既存資料の提供

技術提案書等の作成にあたり、次に掲げる資料を提供します。

- ① 道路除排雪業務委託契約書（案） 1 部
- ② 設計書 1 式

提供方法：電子データで配布しますので「11 提出・問合せ先」まで連絡をお願いします。

## 6 審査方法等

### （1）審査方法

- ・提出された技術提案書を別紙 3 の審査基準に基づいて書面審査を行い、最上位の応募者を受託候補者とします。
- ・総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定します。
- ・応募者が 1 者のみの場合は、各審査員の審査基準による評価点の平均点が 6 割以上となったときに受託候補者として選定します。

### （2）審査結果通知

- ・審査結果については、選定の有無に関わらず、後日書面で通知します。なお、決定の経緯、決定理由等に関する問合せには応じません。

## 7 契約

選定された受託候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結します。受託候補者が契約締結前に辞退した場合は、次順位者を受託候補者に選定し、契約締結について協議します。

## 8 参加表明書または技術提案書の無効

参加表明書または技術提案書が、次の条件の一つ以上に該当する場合は無効となる場合があります。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

## 9 その他の留意事項

- (1) 提案は、参加共同企業体1者につき1案とします。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 受託候補者が契約締結前に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (4) 提出された書類は、技術審査及び評価以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え、再提出は認めません。

## 10 今後のスケジュール

|              |            |
|--------------|------------|
| 10月16日（木）17時 | 質問書提出期限    |
| 10月20日（月）17時 | 参加表明書の提出期限 |
| 10月24日（金）17時 | 技術提案書の提出期限 |
| 10月末         | 審査結果通知     |

## 11 提出・問合せ先

富山県土木部道路課 担当：藤木、若松

電話番号：076-444-3315（直通）

E-mail：adoro@pref.toyama.lg.jp